

◎新潟県告示第165号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県魚沼地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

令和3年2月16日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 五箇小出線
- 3 道路の区域

区間	新旧の別	敷地の幅員	延長
魚沼市伊勢島字要害622番2から	新	35.6～48.0メートル	54.3メートル
同市伊勢島字要害623番まで	旧	35.6～43.8メートル	54.3メートル